

保護者のみなさまへ

江南市立草井小学校長
鈴木 義己

学校感染症による出席停止における対応について

日頃は、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。
見出しの件について、感染防止対策を徹底しつつ、市内小中学校では次のように対応していますので、よろしく願いいたします。

1. 出席停止と出席停止期間について

児童が学校感染症と診断された時には、学校保健安全法により、学校長が出席を停止することができます。出席停止期間は、欠席した日から医師の再登校の許可が出るまでです。（下記の通り、出席停止の対象となる病気と出席停止期間の基準が決まっています。）受診して発病がわかった場合は、至急学校に連絡してください。

2. 「完治届」について

下表の第二種および第三種その他の感染症（**太字部分**）が治癒して登校を再開する際には、児童に「完治届」を持参して登校させ、担任へ提出させてください。この「完治届」は、医師から登校の許可が出てから、保護者の方に記入していただくもので、医療機関に記入してもらうものではありません。

「完治届」は学校からお渡ししますが、便せん等でも結構です。その際は、児童名、病名、治療を開始した日、完治した日、保護者名、医療機関名を記入し、押印の上、お子様から担任へ提出してください。このおたよりの裏面に「完治届」の用紙を印刷しましたので、参考にしてください。なお、「完治届」は、本校ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

3. 「証明書(意見書)」について

下表の第一種および第三種その他の伝染病以外の疾患は、医療機関による「証明書(意見書)」の提出が必要です。治療した医療機関が記入した「証明書(意見書)」を、治癒後の登校の際に児童に持参させ、担任へ提出させてください。

出席停止の対象となる病気及び出席停止期間の基準

	対象疾患	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、急性灰白髄炎、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後2日を経過するまで
第三種	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

* 「第三種その他の感染症」のうち出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例
溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症